

名古屋芸術大学における競争的資金に係る間接経費の取扱方針

(趣旨)

第1 この取扱方針は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年文科振第361号通知）」に基づき、名古屋芸術大学（以下「本学」という。）の研究環境の充実を図るため、本学における間接経費の取り扱いについて必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 この取扱方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「間接経費」とは、科学研究費補助金及び受託研究費等（以下「科学研究費補助金等」という。）の競争的資金等による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、本学が使用する経費をいう。
- (2) 「研究者」とは、間接経費が措置された科学研究費補助金等の交付を受けた者をいう。

(配分対象)

第3 配分の対象は、次に掲げる事項とする。

- (1) 大学全体の研究環境の充実を図るための経費
(主な項目)
 - ① 研究の支援に必要な経費
 - ② 研究成果のPR経費、その他
- (2) 研究者の所属する部署等の研究環境の充実を図るための経費（直接経費に充当すべきものは対象外）
(主な項目)
 - ① 研究者が使用する研究施設等の整備、維持及び運営経費
 - ② 共通的に使用される物品等に係る経費、その他

(経費配分)

第4 間接経費の配分の比率は、次のとおりとする。なお、使途については、科学研究費補助金取扱規程第7条を適用する。

- (1) 第3の(1)の事項に対して、間接経費の50%を配分する。
- (2) 第3の(2)の事項に対して、間接経費の50%を配分する。

(改廃)

第5 この取扱方針の改廃は、学長が間接経費の執行状況等を踏まえ、必要に応じて実施するものとする。

附 則

この取扱方針は、平成27年4月1日から施行する。